

石川県公報

令和4年6月30日(木曜日)

号 外

(第62号)

目 次

規 則	
ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則 (環境政策課)	1

規 則

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月三十日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十七号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(平成十六年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

「第二節 環境影響評価に関する手続等

目次中 第一款 方法書の作成等(第四百四十九条―第四百五十五条)」を

「第二節 環境影響評価に関する手続等

第一款 方法書の作成前の手続(第四百四十八条の二―第四百四十八条の十二)に、「第八十一条・第八十二条」

第一款の二 方法書の作成等(第四百四十八条の十三―第四百五十五条)」

を「第八十一条―第八十二条」に改める。

第四百四十八条の見出しを「(第一区分事業及び第二区分事業)」に改め、同条第二項中「規模が大きく環境影響の程

度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定める事業(以下「第一区分事業」という。)」を「規則で定め

る事業」に改め、同条第二項中「第九十九条第三号の第一区分事業に準ずる規模を有するものとして規則で定める

事業(以下「第二区分事業」という。)」を「第九十九条第三号の規則で定める事業」に改め、同条第三項を削る。

第三編第三章第二節中第一款を第一款の二とし、同条の前に次の一款を加える。

第一款 方法書の作成前の手続

(配慮書の記載事項)

第四百四十八条の二 条例第二百一条の三第一項第五号の規則で定める事項は、技術指針に定めるものとする。

(配慮書の送付等)

第四百四十八条の三 条例第二百一条の四第一項に規定する環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、事業実

施想定区域及び既に入手している情報によつて一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められ

る地域とする。

2 条例第二百一条の四第一項の規定による配慮書等の送付は、別記様式第八十三号の二により行うものとする。

3 配慮書等の送付部数は、知事にあつては五十部、第一区分事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる

地域を管轄する市町長にあつては当該市町長ごとに五部とする。ただし、知事又は当該市町長は、必要と認めると

きは、送付部数の変更を指示することができる。

(配慮書についての公告の方法)

第四百四十八条の四 条例第二百一条の五の規定による公告は、次に掲げる方法のうちいずれか二以上の方法により行

うものとする。

一 第一区分事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町(以下「配慮書管轄市町」

という。)の協力を得て、当該配慮書管轄市町の公報又は広報紙に掲載すること。

- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙へ掲載すること。
- 三 配慮書管轄市町の協力を得て、当該配慮書管轄市町の住民に印刷物を配付し、又は回覧すること。
- 四 配慮書管轄市町の協力を得て、当該配慮書管轄市町の庁舎又は当該配慮書管轄市町の区域内の公共機関の掲示場に掲示すること。

2 第一区分事業を実施しようとする者は、前項の公告を行った場合は、速やかに、当該公告の写しを添えて、別記様式第八十三号の三により知事及び前条第三項に規定する市町長に報告するものとする。

(配慮書について公告する事項)

第百四十八条の五 条例第二百一条の五の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 第一区分事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 第一区分事業の名称、種類及び規模
- 三 事業実施想定区域
- 四 条例第二百一条の四第一項の第一区分事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- 五 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間
- 六 配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- 七 条例第二百一条の六第一項に規定する意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(配慮書等の縦覧)

第百四十八条の六 条例第二百一条の五の規定により配慮書等を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して二以上の場所を定めるものとする。

- 一 第一区分事業を実施しようとする者の事務所
 - 二 県の庁舎その他の県の施設
 - 三 配慮書管轄市町の協力が得られた場合にあつては、当該配慮書管轄市町の庁舎その他の当該配慮書管轄市町の施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、第一区分事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設
- 2 第一区分事業を実施しようとする者は、配慮書等の縦覧期間について、年末年始、大型連休等特別の事情がある場合には当該期間の延長について配慮するものとする。
- 3 第一区分事業を実施しようとする者は、配慮書等の縦覧場所に、当該配慮書等について環境の保全の見地からの意見を有する者は意見を述べる旨、当該意見を記載する意見書の様式、郵送の場合の意見書の提出先及び配慮書についての問合せ先を明示するとともに、当該意見書の投入箱を設置しなければならない。

(配慮書等の公表)

第百四十八条の七 条例第二百一条の五の規定による配慮書等の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 第一区分事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載
- 二 県のウェブサイトへの掲載
- 三 配慮書管轄市町の協力が得られた場合にあつては、当該配慮書管轄市町のウェブサイトへの掲載

(配慮書についての意見書の提出)

第百四十八条の八 条例第二百一条の六第一項の規定により提出する意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 意見書の提出の対象である配慮書の名称
- 三 配慮書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第三号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(配慮書についての知事の意見の提出期間)

第百四十八条の九 条例第二百一条の七第一項の規則で定める期間は、九十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百二十日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、第一区分事業を実施しようとする者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。

(第一区分事業の廃止等の通知及び公告)

第百四十八条の十 条例第二百一条の八第一項の規定による通知は、同項第一号の場合にあつては別記様式第八十三号の四により、同項第二号の場合にあつては別記様式第八十三号の五により、同項第三号の場合にあつては別記様式第八十三号の六により行うものとする。

2 第百四十八条の四の規定は、条例第二百一条の八第一項の規定による公告について準用する。

3 条例第二百一条の八第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 第一区分事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 第一区分事業の名称、種類及び規模

三 条例第二百一条の八第一項各号のいずれかに該当することとなつた旨及び該当した号

四 条例第二百一条の八第一項第三号に該当した場合にあつては、引継ぎにより新たに第一区分事業を実施しようとする者となつた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(第二区分事業に係る計画段階配慮事項についての検討の通知)

第百四十八条の十一 条例第二百一条の九第二項の規定による通知は、別記様式第八十三号の七により行うものとする。

(第二区分事業に係る判定に係る届出等)

第百四十八条の十二 条例第二百一条の十第一項の規定による届出は、別記様式第八十三号の八により行うものとする。

2 条例第二百一条の十第三項の規定による第二区分事業についての判定(次項において「判定」という。)は、技術指針に定めるところにより行うものとする。

3 知事は、判定に当たっては、あらかじめ、審議会に意見を聴くものとする。

4 条例第二百一条の十第六項の規定による通知は、別記様式第八十三号の九により行うものとする。

第三編第三章第二節第一款の二中第百四十九条の前に次の一条を加える。

(方法書の記載事項)

第百四十八条の十三 条例第二百二条第一項第九号の規則で定める事項は、条例第二百一条の三第一項の規定により配慮書を作成した場合においては、条例第二百一条の二の規定による事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容とする。

第百五十一条第一号中「又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を「及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」に改める。

第百五十二条の四第二項第一号中「又は名称及び住所並びに法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」を「及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」に改める。

第百五十二条第一項第一号及び第百六十七条第二項第二号中「又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を「及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」に改める。

第百六十八条第一号中「並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名」を「(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名)」に改める。

第百七十三条第二号中「住所」の下に「(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名)」を加える。

第百八十一条の次に次の二条を加える。

(事業内容の修正の場合の第二区分事業に係る判定の届出)

第百八十一条の二 第百四十八条の十二第一項の規定は、条例第二百二十条の二第一項の規定による届出について準用する。

(判定により手続から離れる場合の公告)

第百八十一条の三 第百五十条の規定は、条例第二百二十条の二第三項の規定による公告について準用する。

2 条例第二百二十条の二第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 条例第二百二十条の二第一項の規定による届出をした者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者

の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 条例第二百二十条の二第二項において適用する条例第二百一条の十第三項第一号に規定する措置がとられた事業の名称、種類及び規模

三 条例第二百二十条の二第二項において適用する条例第二百一条の十第三項第一号に規定する措置がとられた旨
 第百八十二条第三項第三号中「又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を「及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」に改める。

第百八十八条第一項第一号中「又は名称及び住所並びに法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」を「及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」に改め、同項第七号中「又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を「及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」に改める。

第百八十九条中「環境影響評価」を「計画段階配慮事項についての検討その他の手続、届出その他の手続及び環境影響評価」に、「第二百二条から」を「第二百一条の二から」に、「第二百二条第二項」を「第二百一条の三第二項、第二百一条の八第一項第三号及び第二項、第二百二条第二項」に改め、同条の表第二百二条第一項各号列記以外の部分の項の前に次のように加える。

第二百一条の二	第一区分事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)	都市計画決定権者
	第一区分事業に係る	第一区分事業が都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一区分事業又は第一区分事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一区分事業に係る都市施設を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一区分事業(以下「都市計画第一区分事業」という。)に係る
第二百一条の三第二項各号列記以外の部分	第一区分事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第二百一条の三第二項第一号	第一区分事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第二百一条の三第二項第二号	第一区分事業	都市計画第一区分事業
第二百一条の四第一項	第一区分事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	第一区分事業に係る	都市計画第一区分事業に係る
第二百一条の四第二項	第一区分事業	都市計画第一区分事業
第二百一条の五、第二百一条の六第一項及び第二百一条の七第二項	第一区分事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第二百一条の八の見出し	第一区分事業	都市計画第一区分事業
第二百一条の八第二項各号列記以外の部分	第一区分事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第二百一条の八第二項	第一区分事業を実施しない	都市計画第一区分事業を都市計画に定めない

第二号		
第二百一条の八第二項	第一区分事業	都市計画第一区分事業
第二号	第二区分事業	第二区分事業が都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二区分事業又は第二区分事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二区分事業に係る都市施設を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第二区分事業（以下「都市計画第二区分事業」という。）
第二百一条の九の見出し	第二区分事業	都市計画第二区分事業
第二百一条の九第二項	第二区分事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。）	都市計画決定権者
	第二区分事業に係る	都市計画第二区分事業に係る
第二百一条の九第二項	第二区分事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第二百一条の九第三項	第二区分事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	第一区分事業を実施しようとする者	第一区分事業又は第一区分事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする者
第二百一条の十の見出し	第二区分事業	都市計画第二区分事業
第二百一条の十第二項各号列記以外の部分	第二区分事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第二百一条の十第二項第一号	第二区分事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第二百一条の十第二項第二号及び第三号、第二項並びに第三項	第二区分事業	都市計画第二区分事業
第二百一条の十第三項第一号及び第二号	及び前項の市町長	、前項の市町長及び当該都市計画第二区分事業を実施しようとする者
第二百一条の十第四項	第二区分事業 当該事業を実施しよう	都市計画第二区分事業 当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第二百一条の十第五項	第二区分事業	都市計画第二区分事業
	第二百二十条の二第二項	第二百二十九条の規定により読み替えて適用される第二百二十条の二第二項
第二百一条の十第六項	第二区分事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第二百一条の十第七項	第二区分事業	都市計画第二区分事業
	市町長	市町長及び当該都市計画第二区分事業を実施しようとする者

		る者
第二百一条の十第八項	第二区分事業	都市計画第二区分事業

第百八十九条の表第二百一条第一項第一号の項中「又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を「及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」に改め、同表第二百一条第一項第二号から第四号までの項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、同表第二百一条第一項及び第二項の項の前に次のように加える。

第二百一条第一項第七号	事業者	都市計画決定権者
第二百一条第一項第八号	対象事業	都市計画対象事業

第百八十九条の表第二百一条、第二百二条第一項及び第二項、第二百三条第一項、第二百四条、第二百五条第一項及び第二項並びに第二百八条第一項の項中「第二百五条」を「第二百五条、第二百六条第二項」に改め、同表第二百二条の項の次に次のように加える。

第二百二条の二の見出し	第二区分事業	都市計画第二区分事業
-------------	--------	------------

第百八十九条の表第二百二条第一項の項中「第二百二条第一項」を「第二百二条の二第一項及び第二百二条第一項」に改める。

第百九十条中「環境影響評価」を「計画段階配慮事項についての検討その他の手続、届出その他の手続及び環境影響評価」に、「第百四十九条から」を「第百四十八条の二から」に、「第百八十二条第三項第三号」を「第百四十八条の十第三項第四号、第百八十二条第三項第三号」に改め、同条の表第百四十九条第一項及び第二項の項の前に次のように加える。

第百四十八条の二	条例第二百一条の三第一項第五号	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百一条の三第一項第五号
	第一区分事業	都市計画第一区分事業
第百四十八条の三第一項及び第二項	条例第二百一条の四第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百一条の四第一項
	第一区分事業	都市計画第一区分事業
第百四十八条の三第三項	第一区分事業	都市計画第一区分事業
	第一区分事業	都市計画第一区分事業
第百四十八条の四第一項	条例第二百一条の五	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百一条の五
	第一区分事業	都市計画第一区分事業
第百四十八条の四第二項	第一区分事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
	第一区分事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第百四十八条の五	条例第二百一条の五	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百一条の五
	第一区分事業	都市計画第一区分事業
第百四十八条の五第一号	第一区分事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
	第一区分事業	都市計画第一区分事業
第百四十八条の五第二号	第一区分事業	都市計画第一区分事業
	第一区分事業	都市計画第一区分事業
第百四十八条の五第四号	条例第二百一条の四第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第
	第一区分事業	都市計画第一区分事業

号		二百一条の四第一項
	第一区分事業	都市計画第一区分事業
第百四十八条の五第七号	条例第二百一条の六第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百一条の六第一項
第百四十八条の六第一項	条例第二百一条の五	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百一条の五
第百四十八条の六第一項第一号及び第四号、第二項並びに第三項	第一区分事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第百四十八条の七	条例第二百一条の五	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百一条の五
第百四十八条の七第一号	第一区分事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第百四十八条の八第一項	条例第二百一条の六第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百一条の六第一項
第百四十八条の九第一項	条例第二百一条の七第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百一条の七第一項
第百四十八条の九第二項	第一区分事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第百四十八条の十の見出し	第一区分事業	都市計画第一区分事業
第百四十八条の十第一項、第二項及び第三項各号列記以外の部分	条例第二百一条の八第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百一条の八第一項
第百四十八条の十第三項第一号	第一区分事業を実施しようとする者(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第百四十八条の十第三項第二号	第一区分事業	都市計画第一区分事業
第百四十八条の十第三項第三号	条例第二百一条の八第一項各号	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百一条の八第一項各号
第百四十八条の十一の見出し	第二区分事業	都市計画第二区分事業
第百四十八条の十一	条例第二百一条の九第二項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百一条の九第二項
第百四十八条の十二の見出し	第二区分事業	都市計画第二区分事業
第百四十八条の十二第一項	条例第二百一条の十第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百一条の十第一項
第百四十八条の十二第二項	条例第二百一条の十第三項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百一条の十第三項
第百四十八条の十二第四項	条例第二百一条の十第六項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百一条の十第六項
第百四十八条の十三	条例第二百一条第一項第九号	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百一条第一項第九号
	条例第二百一条の三第一項	第百八十九条の規定により読み替えて適用される条例第

		二百一条の三第一項
	条例第二百一条の二	第八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百一条の二

第九十条の表第五百十条及び第五百十一条の項中「第五百十条及び第五百十一条」を「第五百十条第一項」に改め、同表第五百十一条第一号の項の前に次のように加える。

第五百十条第二項	事業者	都市計画決定権者
第五百十一条	条例第二百四条	第八十九条の規定により読み替えて適用される条例第二百四条

第九十条の表第六十六条の項の次に次のように加える。

第六十七条第二項第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第六十七条第四項	事業者	都市計画決定権者

第九十二条第二項第一号中「又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を「及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」に改める。

別表第五の五の項に次のように加える。

リ 出力が一万キロワット以上である風力発電所の設置の工事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である風力発電所の設置の工事業
ス 出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事業

別表第六の十四の項の次に次のように加える。

十四の二 別表第五の五の項のり又はスに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

別表第七の十四の項の次に次のように加える。

十四の二 別表第五の五の項のり又はスに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が百メートル以上移動しないこと。

別記様式第八十三号の次に次の八様式を加える。

別記様式第83号の2 (第148条の3関係)

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 等 送 付 書

年 月 日

石川県知事
市 町 長

様

住 所
氏 名〔法人にあつては、その名
称、代表者の氏名及び主
たる事務所の所在地〕

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第201条の4第1項の規定により、計画段階環境配慮書及び要約書を送付します。

第一区分事業の名称		※ 整 理 番 号	
第一区分事業の種類			
第一区分事業の規模			
事業実施想定区域			
連 絡 先	所 在 地	電話番号	
	所 属	担当者名	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※欄は、記載しないこと。

3 「第一区分事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる事業の種類を記載すること。

4 計画段階環境配慮書及び要約書を添付すること。

別記様式第83号の3 (第148条の4、第148条の10関係)

公 告 事 項 報 告 書

年 月 日

石川県知事
市 町 長

様

住 所
氏 名

〔法人にあつては、その名
称、代表者の氏名及び主
たる事務所の所在地〕

〔計画段階環境配慮書を作成した旨
第一区分事業を実施しないこととした旨
第一区分事業又は第二区分事業のいずれにも該当しないこととなった旨
第一区分事業の実施を他の者に引き継いだ旨〕の公告をしましたので、ふるさと

石川の環境を守り育てる条例施行規則第 条 第 項の規定により報告します。

第一区分事業の名称				※ 整 理 番 号
第一区分事業の種類				
公 告 年 月 日				
公 告 の 方 法				
連 絡 先	所 在 地		電 話 番 号	
	所 属		担 当 者 名	

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 ※欄は、記載しないこと。
- 3 「第一区分事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる事業の種類を記載すること。
- 4 公告の写しを添付すること。

別記様式第83号の4 (第148条の10関係)

第 一 区 分 事 業 廃 止 通 知 書

年 月 日

石川県知事
市 町 長

様

住 所
氏 名

〔法人にあつては、その名
称、代表者の氏名及び主
たる事務所の所在地〕

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第201条の8第1項の規定により、次のとおり通知します。

第一区分事業の名称		※ 整 理 番 号	
第一区分事業の種類			
廃 止 年 月 日			
廃 止 の 理 由			
連 絡 先	所 在 地	電 話 番 号	
	所 属	担 当 者 名	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※欄は、記載しないこと。

3 「第一区分事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる事業の種類を記載すること。

別記様式第83号の5 (第148条の10関係)

第一区分事業修正通知書

年 月 日

石川県知事
市 町 長

様

住 所
氏 名〔法人にあつては、その名
称、代表者の氏名及び主
たる事務所の所在地〕

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第201条の8第1項の規定により、次のとおり通知します。

第一区分事業の名称		※ 整 理 番 号	
第一区分事業の種類			
修 正 年 月 日			
修 正 の 理 由			
連 絡 先	所 在 地	電 話 番 号	
	所 属	担 当 者 名	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※欄は、記載しないこと。

3 「第一区分事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる事業の種類を記載すること。

別記様式第83号の6 (第148条の10関係)

第 一 区 分 事 業 引 継 通 知 書

年 月 日

石川県知事
市 町 長

様

住 所
氏 名

〔法人にあつては、その名
称、代表者の氏名及び主
たる事務所の所在地〕

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第201条の8第1項の規定により、次のとおり通知します。

第一区分事業の名称				※ 整 理 番 号
第一区分事業の種類				
引 継 年 月 日				
引 継 の 理 由				
事業を引き継いだ 者 の 住 所 等	住所 氏名 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 連絡先 担当者			
連 絡 先	所 在 地		電 話 番 号	
	所 属		担 当 者 名	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※欄は、記載しないこと。

3 「第一区分事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる事業の種類を記載すること。

別記様式第83号の7 (第148条の11関係)

第二区分事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために
配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととした旨の通知書

年 月 日

石川県知事
市 町 長 様

住 所
氏 名

(法人にあつては、その名
称、代表者の氏名及び主
たる事務所の所在地)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第201条の9第1項の規定により、第二区分事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととしたので、同条第2項の規定により、次のとおり通知します。

第二区分事業の名称		※ 整 理 番 号	
第二区分事業の種類			
第二区分事業の規模			
第二区分事業の実施が想定される区域			
連絡先	所在地	電話番号	
	所 属	担当者名	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※欄は、記載しないこと。

3 「第二区分事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる事業の種類を記載すること。

別記様式第83号の8 (第148条の12、第181条の2関係)

第 二 区 分 事 業 に 係 る 届 出 書

年 月 日

石川県知事
市 町 長 様

住 所
氏 名

〔法人にあつては、その名
称、代表者の氏名及び主
たる事務所の所在地〕

ふるさと石川の環境を守り育てる条例第 条 第 項の規定により、第二区分事業の概要等について届け出ます。

第二区分事業の名称				※ 整 理 番 号
第二区分事業の種類				
第二区分事業の規模				
第二区分事業が実施されるべき区域				
連 絡 先	所 在 地		電 話 番 号	
	所 属		担 当 者 名	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 ※欄は、記載しないこと。
- 3 「第二区分事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第 3 に掲げる事業の種類を記載すること。
- 4 第二区分事業の概要を添付すること。

別記様式第83号の9 (第148条の12関係)

第二区分事業に係る判定を受けることなく
環境影響評価手続を行うこととした旨の通知書

年 月 日

石川県知事
市 町 長 様

住 所
氏 名

〔法人にあつては、その名
称、代表者の氏名及び主
たる事務所の所在地〕

第二区分事業に係る判定を受けることなく環境影響評価その他の手続を行うこととしたので、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第201条の10第6項の規定により、次のとおり通知します。

第二区分事業の名称		※ 整 理 番 号	
第二区分事業の種類			
第二区分事業の規模			
第二区分事業の実施が想定される区域			
連 絡 先	所 在 地	電 話 番 号	
	所 属	担 当 者 名	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※欄は、記載しないこと。

3 「第二区分事業の種類」欄は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例別表第3に掲げる事業の種類を記載すること。

「事業者」 「住 所」
住 所 氏 名
氏 名 〔法人にあつては、その名 称、代表者の氏名及び主 たる事務所の所在地〕

「事業者」 「住 所」
住 所 氏 名
氏 名 〔法人にあつては、名称 及び代表者の氏名〕

「住 所」
氏 名
〔法人にあつては、その名 称、代表者の氏名及び主 たる事務所の所在地〕

「環境影響評価書を作成した旨」を
 「環境影響評価書を作成した旨」を
 ふるさと石川の環境を守り育てる条例第220条の2第2項において準用する同条例第201条の10第3項第2号
 の措置が取られた旨」に

改める。

別記様式第八十五号の二から別記様式第八十七号まで及び別記様式第九十号から別記様式第九十二号までの規定中

「事業者」 「住 所」
 「住 所」 「氏 名」
 「氏 名」 を 「法人にあっては、その名」に改める。
 「法人にあっては、名称」 「称、代表者の氏名及び主」
 「及び代表者の氏名」 「たる事務所の所在地」
 「事業者」 「住 所」
 「住 所」 「氏 名」
 別記様式第九十四号中 「氏 名」 を 「法人にあっては、その名」に
 「法人にあっては、名称」 「称、代表者の氏名及び主」
 「及び代表者の氏名」 「たる事務所の所在地」

「住所」を
 「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」を
 「連絡先」を
 「担当者」を

「住所」に改める。
 「氏名」に改める。
 「（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」に改める。
 「連絡先」を
 「担当者」を

「事業者」 「住 所」
 「住 所」 「氏 名」
 別記様式第九十五号中 「氏 名」 を 「法人にあっては、その名」に
 「法人にあっては、名称」 「称、代表者の氏名及び主」
 「及び代表者の氏名」 「たる事務所の所在地」

住 所		を
氏 名	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	

住 所	(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	に
氏 名	(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	

改める。

「事業者
住所
氏名
別記様式第九十六号中
氏名
を
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕」

「住所
氏名
を
〔法人にあつては、その名
称、代表者の氏名及び主
たる事務所の所在地〕」

住 所		を
氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
住 所		
氏 名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	

住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	に
氏 名	(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
氏 名	(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	

改める。

「事業者
住所
氏名
別記様式第九十七号及び別記様式第九十八号中
氏名
を
〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕」

「住所
氏名
に改める。
〔法人にあつては、その名
称、代表者の氏名及び主
たる事務所の所在地〕」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第五の五の項のり及びヌに該当する事業であつて次に掲げるものについては、ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例(令和四年石川県条例第二十五号)による改正後のふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成十六年石川県条例第十六号)第三編第三章第二節第三款の規定は、適用しない。
 - 一 この規則の施行の日前に環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第四条第三項第二号(同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の措置がとられた事業
 - 二 この規則の施行の日前に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(令和三年政令第二百八十三号)附則第三条第三項の規定による法定環境影響評価等が行われる必要がない旨の通知が行われた事業
- 3 改正前のふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。